

損失補償支払基準

損失補償対策の補償に対する支払は、次の基準によるものとする。

1 損失補償の範囲の考え方

補償の範囲は、①ROM の書込費、設備の基盤換装費（本体の換装を含む。）、工事費及び調整費、②工事にかかる人件費、③工事を行う現地までの往復旅費等を補償の対象とする。

2 無線設備改造費補償の基準

(1) ROM 書込費

ROM 書込にかかる費用に対して補償する。

なお、船舶局の場合の ROM の書込費用については以下のとおりとする。

ア 10,000 円（税込み価格）以下

イ アの額で困難な場合は、理由書を添付すること。

(2) 設備の基盤換装費

設備の基盤換装に対して補償する。

船舶局の場合の設備の基盤換装費については以下のとおりとする。

ア 型式検定機器については、468,000 円（税込み価格）以下。

イ 適合表示無線設備については、据え置き型で 100,000 円（税込み価格）以下又は携帯型で 25,000 円（税込み価格）以下。

ウ ア及びイの額で困難な場合は、理由書を添付すること。

エ 原則 2 社以上の見積りを取り、安い価格の換装費を選択すること。なお、1 社のみのお見積りの場合は、理由書を添付すること。

オ 型式検定合格の機器に換装する場合は、電波法第 33 条（義務船舶局の無線設備の機器）により設置が義務付けられている場合に限る。

カ 電波法令に合致していることが確認できる周波数及び空中線電力の測定データ及び実通試験データを添付すること。

(3) 空中線等

海岸局において、周波数変更に伴い空中線系の工事を行わなければ通信が確保できない場合は、空中線系も補償の対象とする。この場合、工事が必要となる根拠資料（空中線系諸元データ等）を添付すること。

(4) 受信機

海岸局において、制御装置により送受信系統を分割して通信系を構築している場合、その受信機は補償の対象とする。この場合、無線局工事設計書に記載されている範囲に限る。その他の受信機は、周波数変更命令に直接関与しない費用は認められない。

(5) 工事確認資料の添付

(1) から (4) の工事を行った写真、電波の質（周波数及び空中線電力）のデータ及び発射試験のデータを添付すること。

(6) その他

適合表示証明取得費用、予備送信機、大型パネル等の機器等、周波数変更命令に直接関与しない費用は通常生じる損失としては認められない。

3 工事及び調整費の基準

(1) 工事・調整時間

実際に変更工事に着手してから工事の完了までに係る時間とし、事前準備等にかかる時間は含まない。なお、工事の完了とは、通信ができる状態を確認出来た時までをいう。

(2) 工事人員数

工事にかかる員数は、原則一人とする。複数名必要とする場合は、行程日数、時間などの一人で工事を行う場合との比較資料を提出すること。

(3) 人件費単価

一人あたり 1 時間 10,000 円を超えないものとする。

(4) 工事にかかる機材

空中線等の工事において、重機を使用した費用も変更工事費の対象とする。この場合に機材が必要な理由書及び機材のレンタル費用が確定できる信憑書類を添付すること。

4 旅費の基準

(1) 鉄道、バス、タクシー等の交通機関を利用する場合は、その実費の額を補償するものとし、領収書等により額が確認できる信憑書類を添付すること。

(2) 鉄道、バス、タクシー等の交通機関を利用する場合は、安価な方法が選択されていること。非効率と認められる場合はこの限りでない。

(3) 宿泊を要する場合は、その理由及び安価な方法で選択すること。旅行業者のパック旅行費によらない宿泊費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年 4 月 31 日法律第 114 号）に基づく金額を上限とすること。その場合の等級は、6 級以下 3 級以上の職務に在る者に分類することとする。

(旅費法基準 6 級以下 3 級以上の職務)

区分	地域	宿泊料
甲地域	さいたま市、千葉市、東京都 23 区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	10,900 円以下
その他地域	上記以外	9,800 円以下

- (4) 自社の自動車を利用する燃料代にあつては、以下のとおりとする。
- ア 自動車を使用した週の経済産業省資源エネルギー庁石油製品価格調査（給油所小売価格調査）が発表※している 1 リットルあたりの単価とし、工事現場までの実際の走行距離を 1 リットル／10km に換算した値の額とする。
 - イ 自社が契約している給油先がある場合については、その 1 リットルあたりの契約金額とし、工事現場までの実際の走行距離を 1 リットル／10km に換算した値の額とする。
 - ウ 領収書がある場合は、その領収書に記載されている 1 リットルあたりの単価に、工事現場までの実際の走行距離を 1 リットル／10km に換算した値の額とする。
- (5) 変更工事を行う場所が遠隔地であり、行程上レンタカーを使用することが適当と認められる場合は、原則 1500cc 以下の車を対象として補償の対象とする。この場合、別紙様式 3 の資料を請求書に併せて添付すること。ただし、カーシェアリングは認めない。

※ http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html